3　弁護士会又は弁護士会連合会は、前項の審査により当該申出が前項の基準に適合すると認めるときは、本会に対し、申出弁護士等又は申出弁護士法人を偏在対応特別独立開業等支援の対象に指定するよう申請することができる。

4　本会は、前項の申請があったときは、申出弁護士等又は申出弁護士法人を偏在対応特別独立開業等支援の対象に指定することができる。

5　前項の場合において、申出弁護士等が司法修習生であるときは、当該申出弁護士等が弁護士登録をすることを条件として指定しなければならない。

6　第四項の場合において、申出弁護士等又は特別常駐弁護士となろうとする者（以下「特別常駐予定者」という。）が司法修習生であるとき、司法修習生の修習を終えた者であって弁護士登録が未了のものであるとき、弁護士実務経験が乏しいときその他本項の支援を必要とすべき事情があると認めるときは、第三項の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、当該申出弁護士等又は特別常駐予定者に対し、その弁護士登録後、会長が相当と定める期間は、当該申出弁護士等又は特別常駐予定者が勤務弁護士としての経験がなく特別独立開業等支援対象地区に法律事務所を開設したことに配慮して、法令及び法律事務に精通するための研鑽、弁護技術の向上、弁護士業務の能率化、法律事務所経営の効率化その他弁護士としての業務基盤確立に直接又は間接に必要な方策等について支援をすることを条件として指定しなければならない。

7　第四項の場合においては、特別常駐弁護士の変更により偏在対応常駐従事務所開設後に前項の支援を必要とすべき事情が生じた場合であっても、第三項の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、新たな特別常駐弁護士に対し、会長が相当と認める期間、前項の支援をすることを条件として指定しなければならない。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けの申請）

第三十四条　前条第四項の規定により偏在対応特別独立開業等支援の対象として指定された弁護士及び司法修習生又は司法修習生の修習を終えた者並びに弁護士法人は、当該指定があった日から一年以内に、会長が定める事項を記載した申請書を、当該指定に係る前条第三項の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て本会に提出することにより、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項の申請があったときは、経理委員会の議を経て、相当と認める額の偏在対応特別独立開業等支援補助金を貸し付けることができる。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済期限及び免除）

第三十五条　偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けにあたっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

2　偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士又は弁護士法人が、次の各号の要件をいずれも充たすときは、理事会の承認を得て、偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済を免除する。

一　貸付けの日から五年を経過するまでの間に、第三十二条第一項に規定する法律事務所の開設をし、かつ、その開設していた期間（以下「特別独立開業等期間」という。）が二年以上であること。

二　特別定着期間内において、偏在対応特別独立開業等支援補助金を返済するに相当な収入（偏在対応特別常駐従事務所の場合には当該事務所における収入をいう。）が得られなかったと認められること。

三　偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士又は常駐弁護士が、特別独立開業等支援対象地区に定着した後、貸付けの日から五年を経過するまでの間に、公益的活動を積極的に受任したこと。

四　本支援の目的に照らして、偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

3　本会は、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士又は弁護士法人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て、偏在対応弁護士特別独立開業等支援補助金の返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の免除をすることができる。

一　特別独立開業等支援対象地区に定着しなかったこと若しくは偏在対応特別常駐従事務所を開設しなかったこと又は特別独立開業等期間が二年に満たなかったことについて、やむを得ない事情があると認められるとき。

二　当該弁護士又は偏在対応特別常駐従事務所の業務及び財務の状況に、偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認められるとき。

4　本会は、前二項の規定にかかわらず、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士又は弁護士法人に対し、当該弁護士又は偏在対応特別常駐従事務所における業務の状況を勘案して、その財務の状況にかかわらず、偏在対応特別独立開業等支援補助金として貸し付けた金員のうち三〇〇万円を限度に、その返済を免除することができる。

（偏在対応特別常駐従事務所の経理）

第三十六条　申出弁護士法人は、偏在対応特別常駐従事務所の収入及び支出について、申出弁護士法人の他の法律事務所と区分して経理しなければならない。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の借入れに伴う報告義務）

第三十七条　偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士又は弁護士法人は、年一回、特別独立開業等支援対象地区に定着又は偏在対応特別常駐従事務所を開設する前にあってはその準備状況及び本会が求めた事項を、定着又は偏在対応特別常駐従事務所を開設した場合にあっては当該弁護士又は常駐弁護士の公益的活動の受任状況及び本会が求めた事項を、本会及び第三十四条第一項の弁護士会又は弁護士会連合会に対し報告しなければならない。本会又は当該弁護士会若しくは弁護士会連合会が特に必要があると認めて報告を求めた場合についても、同様とする。

附　則

第二条第一項第三号から第七号まで、第二十三条第三項、第二十七条第一項、第三十二条から第四十条までの改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

職務上の氏名に関する規則中一部改正公告

職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年九月十八日

日本弁護士連合会

職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）中一部改正

第四条の次に次の一条を加える。

（許可及び不許可の通知）

第五条　本会は、第三条の許可の申請に対し、申請を許可する決定を行った場合には、当該職務上の氏名を登録する旨の弁護士名簿の登録事項の変更をするとともに、会則第二十四条の規定に従い、その旨を、当該許可の申請を行った弁護士及び所属弁護士会に通知する。

2　本会は、第三条の許可の申請に対し、申請を不許可とする決定を行った場合には、その旨を、当該許可の申請を行った弁護士及び所属弁護士会に通知する。

附　則

第五条（新設）の改正規定は、平成二十一年九月十八日から施行する。

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則中一部改正公告

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則（規則第百三十九号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年九月十八日

日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則（規則第百三十九号）中一部改正

第四条の次に次の一条を加える。